

## ACSV MONTHLY LETTER

個人に対して給与や報酬を支払う場合に差し引く、源泉所得税について説明します。税務調査では差し引くのを忘れた場合でも、源泉所得税を差し引いたものとして納付を求められるので、注意が必要となります。

### ● 源泉徴収義務者とは

会社や個人が、人を雇って給与等を支払ったり、税理士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払いの都度支払金額に応じた源泉所得税を差し引くことになっています。これを「源泉徴収」といい、差し引いた税金は、支払者が国へ納めることとなります。

なお、個人のうち、①常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与等を支払っている人、②給与等の支払がなく報酬・料金だけを支払っている人は、源泉徴収をする必要はありません。

### ● 給与等に係る源泉所得税について

源泉徴収する税額は、源泉徴収税額表に記載されています。税額の算定方法は以下の通りです。扶養控除等申告書は従業員が給与支払者に提出し、会社で保管します（提出することにより、税額の低い「甲欄」で算定することができます）。なお、扶養控除等申告書は1か所しか提出することができません。

区分	扶養控除等申告書	税額の算定方法	
給与 ※	提出あり	(給与－社会保険等)の金額・扶養親族の数	甲欄の金額
	提出なし	(給与－社会保険等)の金額	乙欄の金額
賞与	提出あり	前月の(給与－社会保険等)の金額・扶養親族の数	甲欄の%
	提出なし	前月の(給与－社会保険等)の金額	乙欄の%

※甲欄では月額88,000円未満は税額ゼロですが、乙欄では少なくとも3.063%です。

#### 【夏季休業のお知らせ】

8月13日(月)～15日(水)は夏季休業させていただきます。また、お盆明けは8月16日(木)から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

#### ■ 税務カレンダー

	内容	備考
7月	所得税予定納付(第1期) 源泉所得税納付(納期特例・上期分)	減額申請ができます。
8月	個人事業税納付(第1期) 個人住民税納付(第2期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。